

# 令和7年度第5回庁議 次第

日時：令和7年9月2日（火）  
9：30～10：00

場所：6階第2特別会議室

## 付議事項

### 1 審議事項

- (1) 令和7年第5回沖縄県議会（9月定例会）提出予定議案について

#### 【資料】

- 資料1 令和7年第5回沖縄県議会（9月定例会）提出予定議案一覧表等
- 資料2 令和7年第5回沖縄県議会（9月定例会）乙号議案説明資料
- 資料3 令和7年度一般会計補正予算（第3号）（案）説明資料
- 資料4 令和7年度一般会計補正予算（第4号）（案）説明資料

令和7年第5回沖縄県議会

(9月定例会)

提出予定議案一覧表等

沖 縄 県

# 令和7年第5回沖縄県議会(9月定例会)

## ( 部 局 別 )

区 分 部 局	議 案 区 分						合 計 (件)	備 考
	予 算 (件)	条 例 (件)	議 決 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)	認 定 (件)		
知事公室								
総務部	2 (1)	4 (2)	1	1		3	11 (3)	
企画部		1					1	
環境部								
生活福祉部								
子ども未来部						1	1	
保健医療介護部						1	1	
農林水産部			2			4	6	
商工労働部						5	5	
文化観光 スポーツ部		1					1	
土木建築部			2			7	9	
企業局			1			2	3	
病院事業局						1	1	
教育委員会								
公安委員会		1					1	
合 計	2 (1)	7 (2)	6	1		24	40 (3)	

※ ( )内は先議案件であり、内数。

## 令和7年第5回沖縄県議会(9月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	備考
甲 1	予算	令和7年度沖縄県一般会計補正予算(第3号)	総務部	先議
甲 2	予算	令和7年度沖縄県一般会計補正予算(第4号)	総務部	
乙 1	条例	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	総務部	先議
乙 2	条例	沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 3	条例	沖縄県宿泊税条例	総務部	先議
乙 4	条例	沖縄県税条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 5	条例	沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	企画部	
乙 6	条例	沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	文化観光スポーツ部	
乙 7	条例	沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会	
乙 8	議決	工事請負契約について(本庁舎(行政棟)改修工事(熱源設備))	総務部	
乙 9	議決	工事請負契約について (国道449号災害復旧工事(令和5年災1号))	土木建築部	
乙 10	議決	通信線損傷事故に関する和解等について	土木建築部	
乙 11	議決	県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	
乙 12	議決	県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	
乙 13	議決	令和6年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	企業局	
乙 14	同意	沖縄県土地利用審査会委員の任命について	総務部	
1	認定	令和6年度沖縄県一般会計決算の認定について	総務部	
2	認定	令和6年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	農林水産部	
3	認定	令和6年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について	商工労働部	
4	認定	令和6年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	商工労働部	
5	認定	令和6年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	土木建築部	
6	認定	令和6年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	こども未来部	

## 提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	備考
7	認定	令和6年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	総務部	
8	認定	令和6年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	農林水産部	
9	認定	令和6年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	農林水産部	
10	認定	令和6年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	農林水産部	
11	認定	令和6年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	商工労働部	
12	認定	令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
13	認定	令和6年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	商工労働部	
14	認定	令和6年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	商工労働部	
15	認定	令和6年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
16	認定	令和6年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	土木建築部	
17	認定	令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
18	認定	令和6年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
19	認定	令和6年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	総務部	
20	認定	令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について	保健医療介護部	
21	認定	令和6年度沖縄県病院事業会計決算の認定について	病院事業局	
22	認定	令和6年度沖縄県水道事業会計決算の認定について	企業局	
23	認定	令和6年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について	企業局	
24	認定	令和6年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について	土木建築部	

令和7年第5回沖縄県議会

(9月定例会)

乙号議案説明資料

沖 縄 県

## 令和7年第5回沖縄県議会(9月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	条例	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	総務部	2
乙 2	条例	沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例	総務部	3
乙 3	条例	沖縄県宿泊税条例	総務部	4
乙 4	条例	沖縄県税条例の一部を改正する条例	総務部	5
乙 5	条例	沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	企画部	6
乙 6	条例	沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	文化観光スポーツ部	7
乙 7	条例	沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会	8
乙 8	議決	工事請負契約について(本庁舎(行政棟)改修工事(熱源設備))	総務部	9
乙 9	議決	工事請負契約について (国道449号災害復旧工事(令和5年災1号))	土木建築部	10
乙 10	議決	通信線損傷事故に関する和解等について	土木建築部	11
乙 11	議決	県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	12
乙 12	議決	県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	13
乙 13	議決	令和6年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	企業局	14
乙 14	同意	沖縄県土地利用審査会委員の任命について	総務部	15

# 提出議案の概要

【総務部】

## 【議案名】

乙第1号議案 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

## 【議案提出の理由】

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業制度が拡充されたことを踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 育児部分休業制度の拡充のため、次の条例を改正する。
  - (1) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
  - (2) 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
  - (3) 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 2 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

## 【説明】

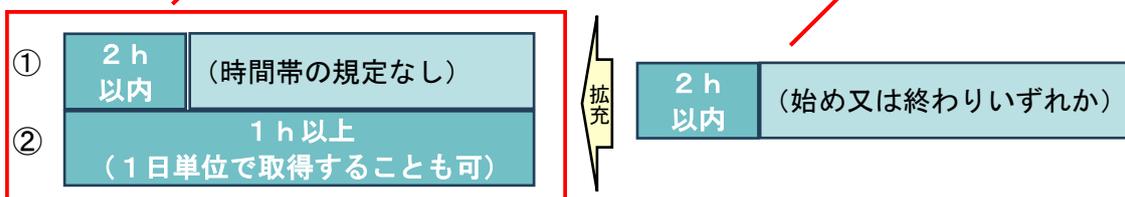
- 1 育児部分休業の拡充を定める「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第5号）が令和7年10月1日施行とされていることを踏まえ、沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例が令和7年6月議会で成立し、部分休業制度の拡充に係る規定が整備された。
- 2 現業職員、企業職員及び病院事業企業職員についても、育児部分休業制度を拡充することから、関係条例の規定において定められている育児部分休業を取得できる時間について、「1日につき2時間を超えない範囲内で」を「1日の勤務時間の全部又は一部について」に改める。

## ■参考 給与の減額（改正部分）と育児部分休業制度の拡充との関連性

### 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年5月15日条例第56号）

改正後（新）	現行（旧）
(給与の減額) 第17条（略） 2 現業職員が育児部分休業（当該現業職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため <b>1日の勤務時間の全部又は一部について</b> 勤務しないことをいう。）の承認を受け、勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 （略）	(給与の減額) 第17条（略） 2 現業職員が育児部分休業（当該現業職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため <b>1日につき2時間を超えない範囲内</b> で勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 （略）

### （育児部分休業拡充内容）



# 提出議案の概要

【総務部】

## 【議案名】

乙第2号議案 沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例

## 【議案提出の理由】

地域再生法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 沖縄県ふるさと寄附金基金条例（令和5年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。
- 2 第1条中「第13条の2」を「第13条の3」に改める。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

## 【説明】

- 1 「沖縄県ふるさと寄附金基金条例」における企業版ふるさと納税は、地域再生法に基づく寄附であると本条例で示されている。
- 2 地域再生法が一部改正され、官民共創による地方創生を促進するため、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した民間事業者の公共的施設整備の地方負担分に地方債の充当が可能となる特例が新設された。
- 3 この改正により、本条例において引用する条項が1項繰り下がるため、それに伴い規定を整備するもの。

### 地域再生法（平成十七年四月一日号外法律第二十四号）新旧対照表（抄）

改正後（新）	現行（旧）
第13条の2（略）	（新設）
第13条の3（略）	第13条の2（略）

### 沖縄県ふるさと寄附金基金条例（令和5年沖縄県条例29号）新旧対照表（抄）

改正後（新）	現行（旧）
（設置） 第1条 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金及び地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の3に規定する寄附を活用し、これらの寄附者が選定した県が行う事業（これに類する事業を含む。）の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県ふるさと寄附金基金（以下「基金」という。）を設置する。	（設置） 第1条 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金及び地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する寄附を活用し、これらの寄附者が選定した県が行う事業（これに類する事業を含む。）の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県ふるさと寄附金基金（以下「基金」という。）を設置する。
第2条から第7条まで（略）	第2条から第7条まで（略）

# 提出議案の概要

【総務部】

## 【議案名】

乙第3号議案 沖縄県宿泊税条例

## 【議案提出の理由】

国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心して快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 宿泊税について、課税の目的、納税義務者、税率、特別徴収義務者、罰則等必要な事項を定める。
- 2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 【説明】

### ■ 宿泊税の徴収の流れ



### ■ 宿泊税の制度の概要

	具体的内容
納税義務者	沖縄県内の次の宿泊施設における宿泊者 ・ホテル、旅館、簡易宿所（旅館業法） ・特区民泊（国家戦略特別区域法） ・民泊（住宅宿泊事業法）
徴収方法	宿泊施設の経営者、その他宿泊税の徴収の便宜を有する者による特別徴収
課税標準	1人1泊当たりの宿泊料金
課税免除	(1)学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の学生等又は当該学生等を引率する者が当該学校の教育活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合の当該宿泊 (2)学生等又は当該学生等を引率する者が公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が主催する大会に参加するために宿泊する場合の当該宿泊
税率	定率2%（上限：税額2,000円） 県と併せて市町村（※）が宿泊税を課す場合 県税：定率0.8%（上限：税額800円） ※ 本那町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市 市町村税：定率1.2%（上限：税額1,200円）
税収規模試算	約77.8億円（うち徴収コスト約4.6億円※特別徴収義務者への報償金に加え、人件費等を含む）
想定される税収の使途	(1)安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全） (2)県民・県内観光事業者・旅行者にとって満足度の高い受入体制の充実強化 (3)観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり (4)観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興 (5)地域社会の持続可能な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上と、これを前提とした国内外からの観光旅行の促進 (6)市町村への配分（対象は税を導入しない市町村）

# 提出議案の概要

【総務部】

## 【議案名】

乙第4号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

## 【議案提出の理由】

地方税法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

## 【説明】

狩猟税の税率の特例を規定している沖縄県税条例附則第20条の2において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第9項に規定する「狩猟期間」を引用しているところ、当該法律の改正により引用条項が一項繰り下がることに伴い、規定を整備するもの。

### 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
(定義等) 第二条（略） 2～5（略） 6 この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大きいものとして政令で定める鳥獣をいう。 7～9（略） 10 この法律において「狩猟期間」とは、毎年十月十五日（北海道にあっては、毎年九月十五日）から翌年四月十五日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう。 11（略）	(定義等) 第二条（略） 2～5（略） (新設)  6～8 9 この法律において「狩猟期間」とは、毎年十月十五日（北海道にあっては、毎年九月十五日）から翌年四月十五日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう。 10（略）



### 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県税条例第59号）附則 新旧対照表（抄）

改正案	現行
(狩猟税の税率の特例) 第20条の2（前略）ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、 <b>軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第10項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）</b> の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。 2・3（略）	(狩猟税の税率の特例) 第20条の2（前略）ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、 <b>軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）</b> の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。 2・3（略）

※鳥獣保護管理法：沖縄県税条例において「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を指す。

# 提出議案の概要

【企画部】

## 【議案名】

乙第5号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

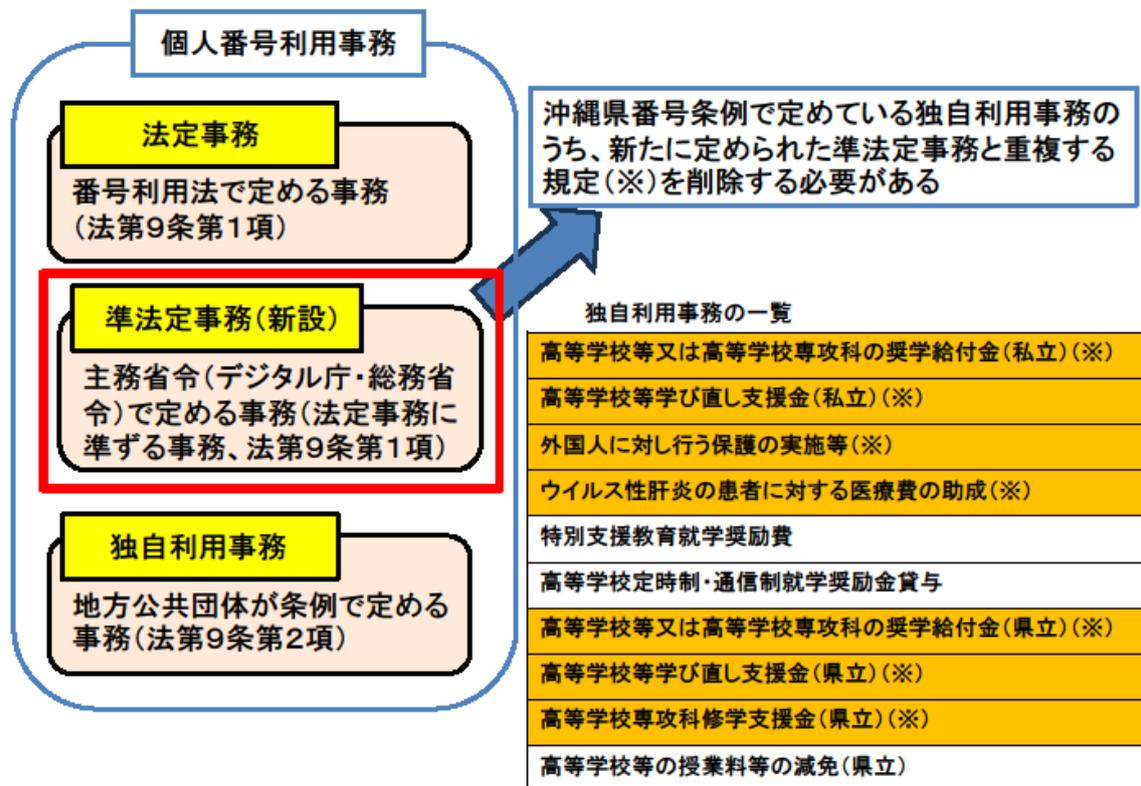
## 【議案提出の理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務のうち、準法定事務と重複することとなった事務を廃止する等の必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 県条例で定める独自利用事務のうち、新たに定められた準法定事務と重複する事務の規定を削除する。
- 2 その他所要の改正を行う。
- 3 条例の施行期日：この条例は、公布の日から施行する。

## 【説明】



## 提出議案の概要

【文化観光スポーツ部】

### 【議案名】

乙第6号議案 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

### 【議案提出の理由】

奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場及びライフル射撃場の利用料金の基準額を改め、自転車競技場を対象施設として定める等の必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場及びライフル射撃場の利用料金の基準額を改める。
- 2 奥武山陸上競技場、奥武山水泳プール、武道館及び奥武山弓道場の一部について、施設設備、用具の利用料金及び冷房利用料金の基準額を定める。
- 3 条例の対象となる施設に自転車競技場を加え、開場時間及び利用料金の基準額を定める。
- 4 条例の題名を「沖縄県スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」に改める。
- 5 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 【説明】

- 1 適正な施設の維持管理を行い、持続可能で最適な公共施設サービスを提供するため、受益者負担の原則から最適な利用料金基準を設定する必要がある。
- 2 そのため、社会経済情勢の変化等を勘案し、現行の利用料金区分及び基準額を改定する。
- 3 また、料金基準額が規定されていない一部の施設設備や用具等について、現在の利用状況等を踏まえ、新たに基準額を設定する。
- 4 加えて、昭和62年海邦国体のため県総合運動公園内に仮設整備した自転車競技場は、全国規模の大会開催や高校部活動及び競輪選手の練習場として日常的に利用される県内唯一の施設となっており、常設化に向けた準備が整ったことから、本条例に規定する。

(改定内容一部抜粋)

区分	改正前	改定後	差額
<b>【武道館】</b>			
(専用利用・アリーナ)			
一般・学生 4時間	18,490円	<u>27,730円</u>	9,240円
(個人利用)			
一般・学生 2時間	160円	<u>240円</u>	80円

## 提出議案の概要

【公安委員会】

### 【議案名】

乙第7号議案 沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する  
条例の一部を改正する条例

### 【議案提出の理由】

警察法施行令等の一部が改正され、警察庁の警察官等に対するスカートの支給が廃止されたことを踏まえ、県の警察官及び交通巡視員に対する被服の支給に係る規定を整備する必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 警察官及び交通巡視員に対する被服の支給に係る規定を整備する。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

### 【説明】

沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例第2条第3項において、警察官に任命後に初めて支給品を支給する場合には、夏服ズボン又は夏服スカートを2着支給することとなっているが、改正後は、夏服ズボンのみを支給することとする。

### 【新旧対象表】

改正案	現行
第2条（略） 2（略） 3 警察官等に任命後初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン_____については2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2本とする。	第2条（略） 2（略） 3 警察官等に任命後初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン <u>又は夏服スカート</u> については2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2本とする。

# 提出議案の概要

【総務部】

## 【議案名】

乙第8号議案 工事請負契約について（本庁舎（行政棟）改修工事（熱源設備））

## 【議案提出の理由】

本庁舎（行政棟）改修工事（熱源設備）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

## 【議案の概要】

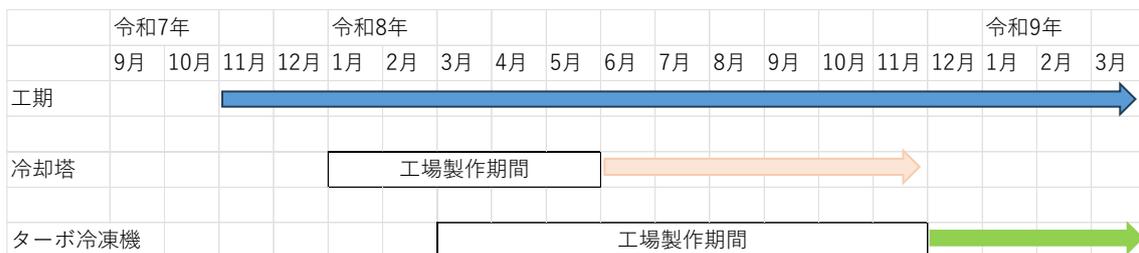
- 1 契約の目的 本庁舎（行政棟）改修工事（熱源設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 14億8百万円
- 4 契約の相手方 沖縄県那覇市字天久 1122 番地  
(株)東洋設備・(株)和高建設工業・(株)大川工業特定建設  
工事共同企業体  
代表者 株式会社 東洋設備 代表取締役 仲座 正

## 【説明】

本庁舎行政棟は、平成2年の竣工から35年以上が経過し老朽化が進み、電気・機械設備等の大幅な更新時期に差しかかっていることから、大規模改修を計画している。

本工事は、本庁舎の空調システムを構成する設備のうち、クーラー用の冷熱を製造する冷凍機やその排熱を屋外に排出する冷却塔などの熱源設備を更新するものである。

工 期：510日間（17か月）



ターボ冷凍機（地下階）



冷却塔（屋上）

# 提出議案の概要

【土木建築部】

## 【議案名】

乙第9号議案 工事請負契約について  
(国道449号災害復旧工事(令和5年災1号))

## 【議案提出の理由】

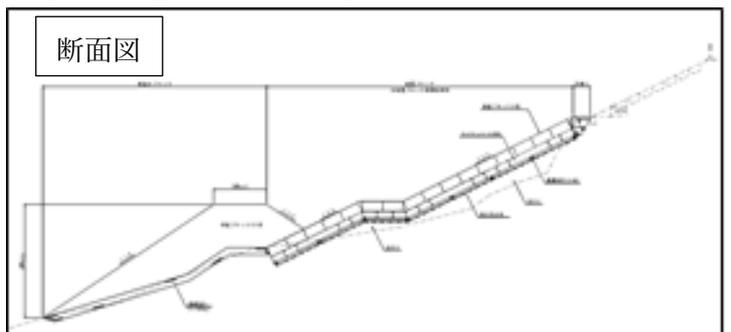
先に締結した国道449号災害復旧工事(令和5年災1号)請負契約について、設計の一部変更に伴い契約金額を変更するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

## 【議案の概要】

- 1 工 事 名 : 国道449号災害復旧工事(令和5年災1号)
- 2 契約の相手方 : 那覇市東町16番9号  
株式会社大寛組・有限会社富島建設特定建設工事共同企業体
- 3 工 期 : 令和6年7月18日~令和7年10月23日  
本改定契約で令和8年1月17日まで工期延期予定

## 【説明】

- 1 本工事は、令和5年8月台風6号で被災した名護市安和地内の国道449号道路護岸の復旧を行う工事である。今回の主な変更内容は破損・欠損したブロックの新規製作及び破損ブロックの処分等が対象となっている。
- 2 国道449号災害復旧工事(令和5年災1号)については、令和6年7月17日に351,670,000円で契約締結し、施工を行っている。
- 3 請負者との設計変更協議の結果、契約金額中「351,670,000円」を「267,240,600円」増額し、「618,910,600円」に変更する。



# 提出議案の概要

【土木建築部】

## 【議案名】

乙第10号議案 通信線損傷事故に関する和解等について

## 【議案提出の理由】

通信線損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

## 【議案の概要】

- 1 事故名 職員の公務執行中における通信線損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和7年1月16日
- 3 事故発生場所 浦添市牧港二丁目51番3号先県道153号線上
- 4 損害賠償額 234,506円

## 【説明】

- 1 令和7年1月16日午後2時頃、中部土木事務所の職員が、浦添市牧港二丁目51番3号先県道153号線に県が設置した樹木の剪定作業中にNTT西日本株式会社の通信線を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に234,506円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方=10：0
- 4 位置図、現場写真



## 提出議案の概要

【農林水産部】

### 【議案名】

乙第 11 号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

### 【議案提出の理由】

県営土地改良事業に要する費用に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第 91 条第 6 項において準用する同法第 90 条第 10 項の規定により議会の議決を必要とする。

### 【議案の概要】

- 1 県営土地改良事業について利益を受ける関係市町村に費用の一部を負担させるため、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を表示し、議会の議決を求める。
- 2 今回の議案に係る事業費は全体で 61 億 8,284 万 8,000 円。そのうち、徴収することになる 17 市町村 62 地区分の負担金の総額は 4 億 1,074 万 4,210 円となる。
- 3 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金額を増額又は減額する。
- 4 以上のことについては、関係市町村の同意を得ている。

### 【説明】

県営土地改良事業の負担金の概要及び負担率

事業名	負担金の概要	負担率( )は離島		
		国	県	地元
水利施設整備事業	市町村及び地区数：12 市町村 27 地区 総事業費：26 億 8,440 万 6,000 円 総負担金額：1 億 4,729 万 6,380 円	80	11～13 (15.5～17.5)	7～9 (2.5～4.5)
農地整備事業	市町村及び地区数：9 市町村 29 地区 総事業費：29 億 6,166 万円 総負担金額：2 億 2,821 万 3,840 円	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)
農地保全整備事業	市町村及び地区数：2 市村 4 地区 総事業費：3 億 5,811 万 9,000 円 総負担金額：2,019 万 950 円	農地侵食防止工事		
		80	10～11 (15～16)	9～10 (4～5)
		特殊農地保全整備 (ほ場整備)		
		75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)
		(畑地かんがい)		
		80	11 (15.5)	9 (4.5)
ため池等整備事業	市町村及び地区名：名護市真喜屋地区 事業費：1 億 366 万 3,000 円 負担金額：829 万 3,040 円	80	11.5～12 (16～16.5)	8～8.5 (3.5～4)
農業基盤整備促進事業	市町村及び地区名：大宜味村押川地区 事業費：7,500 万円 負担金額：675 万円	80	11～13 (15.5～17.5)	7～9 (2.5～4.5)

※地元には市町村、受益農家等を含む

## 提出議案の概要

【農林水産部】

### 【議案名】

乙第 12 号議案 県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について

### 【議案提出の理由】

県が行う建設事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第 27 条第 2 項の規定により議会の議決を必要とする。

### 【議案の概要】

- 1 県が行う建設事業について利益を受ける関係市町村に経費の一部を負担させるため、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を表示し、議会の議決を求める。
- 2 今回の議案に係る事業費は全体で 15 億 2,927 万円（農業土木：13 億 8,115 万 6,000 円、水産土木：1 億 4,811 万 4,000 円）。そのうち、徴収することになる 13 市町村 23 地区分の負担金の総額は 1 億 3,866 万 1,130 円となる（農業土木：1 億 2,464 万 9,130 円、水産土木：1,401 万 2,000 円）。
- 3 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金額を増額又は減額する。
- 4 以上のことについては、関係市町村の同意を得ている。

### 【説明】

県が行う建設事業の負担金の概要及び負担率

事業名	負担金の概要	負担率( )は離島		
		国	県	地元
農地整備事業	市町村及び地区数：1 村 3 地区 総事業費：6,200 万円 総負担金額：527 万円	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)
水利施設整備事業	市町村及び地区数：4 市町村 4 地区 総事業費：4 億 3,100 万円 総負担金額：3,359 万円	80	11~13 (11~17.5)	7~9 (2.5~9)
水質保全対策事業	市町村及び地区数：6 市村 6 地区 総事業費：3 億 6,866 万 4,000 円 総負担金額：4,347 万 4,000 円	75	12.5~16 (15~18.5)	9~12.5 (6.5~10)
通作条件整備事業	市町村及び地区数：1 市 1 地区 総事業費：5,100 万円 総負担金額：255 万円	85	7.5 (10)	7.5 (5)
農業基盤整備促進事業	市町村及び地区数：2 市村 2 地区 総事業費：1 億 1,251 万円 総負担金額：868 万 8,250 円	80	10~12.5 (15~17.5)	7.5~10 (2.5~5)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	市町村及び地区数：5 市町村 6 地区 総事業費：3 億 5,598 万 2,000 円 総負担金額：3,107 万 6,880 円	80	11~12.5	7.5~9
地域水産物供給基盤整備事業	市町村及び地区数：1 村 1 地区 総事業費：1 億 4,811 万 4,000 円 総負担金額：1,401 万 2,000 円	90	0~10	0~10

※農業土木の地元には市町村、受益農家等を含む

## 提出議案の概要

【企業局】

**【議案名】**

乙第 13 号議案 令和 6 年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

**【議案提出の理由】**

令和 6 年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うには、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を必要とする。

**【議案の概要】**

令和 6 年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金 3,446 万 4,507 円の全額を減債積立金に積み立てる。

**【説明】**

R 6 年度決算

①工業用水道事業収益	:	6 億 9,218 万円	
②工業用水道事業費用	:	6 億 5,681 万円	
③当年度純利益 (=①－②)	:	3,537 万円	
			
④前年度繰越欠損金	:	91 万円	

当年度未処分利益剰余金 (=③－④) : 3,446 万円

令和6年度 沖縄県工業用水道事業剰余金計算書(案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	915,947,955	409,987,994	34,464,507
議会の議決による処分額	0	0	△ 34,464,507
減債積立金の積立	0	0	△ 34,464,507
処分後残高	915,947,955	409,987,994	(繰越利益剰余金) 0

# 提出議案の概要

【総務部】

## 【議案名】

乙第 14 号議案 沖縄県土地利用審査会委員の任命について

## 【議案提出の理由】

土地利用審査会委員 7 人が令和 7 年 10 月 31 日で任期満了するので、その後任を任命するため、国土利用計画法第 39 条第 4 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

## 【議案の概要】

土地利用審査会委員は、国土利用計画法第 39 条第 4 項の規定により、土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

今回委員として提案した〇〇〇〇等は、いずれも土地利用、地価その他の土地に関する事項に関し、法律、不動産、環境、都市計画、農業、林業及び金融の分野について優れた経験と知識を有しており、土地利用審査会委員として適任であることから、議会の同意を得て任命したい。（確認中）

## 【説明】

- 1 沖縄県土地利用審査会の主な役割
  - (1) 知事が行う規制区域の指定、解除及び区域の減少が相当であることの確認や規制区域内の土地取引について許可基準に該当するものとして知事が許可する場合の意見申出
  - (2) 知事が行う監視区域・注視区域の指定、解除及び区域を減少する場合の意見申出や監視区域・注視区域内の土地売買等の届出をした者に対し、知事が契約等に関する勧告をする場合の意見申出
  - (3) 知事が権利取得者の行う土地売買等の事後届出に対し、土地の利用目的に関する勧告をする場合の意見申出
  - (4) 遊休土地に係る計画の届出をした者に対し、知事が計画変更等の勧告をする場合の意見申出

### 2 沖縄県土地利用審査会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
坂本 恵子	R04. 11. 01 ～ R07. 10. 31	任期満了
村山 哲志	R04. 11. 01 ～ R07. 10. 31	任期満了
砂川 かおり	R04. 11. 01 ～ R07. 10. 31	任期満了
清水 肇	R04. 11. 01 ～ R07. 10. 31	任期満了
松田 勝美	R04. 11. 01 ～ R07. 10. 31	任期満了
谷口 真吾	R04. 11. 01 ～ R07. 10. 31	任期満了
喜友名 勇	R04. 11. 01 ～ R07. 10. 31	任期満了

### 3 委員の活動状況について（令和 4 年 11 月～令和 7 年 6 月）

- (1) 委員改選 1 回（令和 4 年度）
- (2) 地価調査結果報告等 2 回（令和 5 年度・令和 6 年度）

# 令和 7 年度 一般会計補正予算（第 3 号）（案） 説明資料

1	一般会計補正予算（第 3 号）（案）の概要……………	2 頁
2	歳入歳出総括……………	3 頁
3	歳入歳出財源内訳……………	4 頁
4	部局別総括……………	5 頁
5	補正予算事業……………	6 頁
6	債務負担行為補正……………	7 頁

令和 7 年 9 月  
総務部財政課

# 一般会計補正予算(第3号)(案)の概要

## 1 補正予算の考え方

宿泊税の導入に向けた宿泊事業者の支援等を実施するための費用について、補正予算を編成する。

## 2 補正予算(案)の概要

(単位:千円)

区 分	補 正 額	備 考
【一般会計(第3号)】	103,298	
1 宿泊税の導入に向けた事業	103,298	

# 歳入歳出総括

(単位：千円)

## (1) 歳入

既決予算額 892,456,537

今回補正額 103,298

(内 訳)

繰入金 103,298

改予算額 892,559,835

## (2) 歳出

既決予算額 892,456,537

今回補正額 103,298

(内 訳)

義務的経費 1,421

人件費 1,421

その他の経費 101,877

物件費 101,877

改予算額 892,559,835

## 歳入歳出財源内訳

(単位：千円)

区 分	補正額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県 債	その他の 特定財源	一般財源
(歳 入)					
繰 入 金	103,298			98,045	5,253
歳 入 合 計	103,298			98,045	5,253
(歳 出)					
義 務 的 経 費	1,421				1,421
人 件 費	1,421				1,421
そ の 他 の 経 費	101,877			98,045	3,832
物 件 費	101,877			98,045	3,832
歳 出 合 計	103,298			98,045	5,253

### 【参考】令和7年度末 財政調整基金残高 見込額

(単位：千円)

\	9月補正前 見込額 a	補正による取崩・積立		9月補正後 見込額 d=a-(b+c)
		取崩 b	積立 c	
財政調整基金	12,677,756	(3号) 5,253	0	12,458,222
		(4号) 214,281	0	

# 部 局 別 総 括

【一般会計】

(単位:千円)

部 局 名	既決予算額	補正額	左 の 財 源 内 訳			
			国 庫	県 債	特 財	一 財
総 務 部	182,611,462	27,331			22,078	5,253
文化観光スポーツ部	10,494,460	75,967			75,967	
合 計	892,456,537	103,298	0	0	98,045	5,253

※一般会計補正予算(第3号)の計上がある部局のみ掲載

# 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 3 号 ） 事 業

## 1 宿泊税導入に向けた事業

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	宿泊税運営体制整備事業	27,331	<p>宿泊税導入に伴う県側の税徴収のための運営体制整備に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0円 → 補正後 27,331千円                      【内訳】 報酬(会計年度任用)1,011千円、職員手当等410千円                      旅費2,504千円、需用費377千円、役務費605千円                      委託料22,374千円、使用料50千円</p> <p>【内容】                      宿泊税導入に向けた県税システム改修(要件定義)及び特別徴収義務者(宿泊事業者)に対する周知広報等を行うための補正。</p>	総務部 (税務課)
2	宿泊税導入に向けた宿泊事業者支援等事業	75,967	<p>宿泊税の円滑導入に向けた宿泊事業者への支援等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0円 → 補正後 75,967千円                      【内訳】 旅費5,816千円、需用費705千円、役務費840千円、                      委託料68,606千円</p> <p>【内容】                      宿泊税導入に伴い、会計システム改修を行う宿泊事業者への支援等を行うための補正。</p>	文化観光スポーツ部 (観光政策課)

**債務負担行為補正**

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
賦課徴収費（宿泊税運営体制整備事業）	令和8年度	千円 484,379
一般観光事業費 （宿泊税導入に向けた宿泊事業者支援等事業）	令和8年度	966,815

# 令和7年度 一般会計補正予算（第4号）（案） 説明資料

1	一般会計補正予算（第4号）（案）の概要……………	2頁
2	歳入歳出総括……………	3頁
3	歳入歳出財源内訳……………	4頁
4	部局別総括……………	5頁
5	補正予算事業……………	6頁
6	繰越明許費補正……………	11頁
7	債務負担行為補正……………	12頁

令和7年9月  
総務部財政課

# 一般会計補正予算(第4号)(案)の概要

## 1 補正予算の考え方

当初予算編成後の事情変更により対応を要する経費、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し実情に即した支援等を実施する経費及び、災害対策を実施するために必要となる経費について、補正予算を編成する。

## 2 補正予算(案)の概要

(単位:千円)

区 分	補 正 額	備 考
【一般会計(第4号)】	1,322,700	
1 当初予算成立後の事情変更に伴う事業	437,861	
2 経済対策・物価高対策	529,839	
3 災害対策	355,000	

## 歳入歳出総括

(単位：千円)

### (1) 歳入

既決予算額 892,456,537

今回補正額 1,322,700

(内 訳)

国庫支出金	655,794
繰入金	214,281
諸収入	97,625
県債	355,000

改予算額 893,779,237

### (2) 歳出

既決予算額 892,456,537

今回補正額 1,322,700

(内 訳)

投資的経費	439,361
普通建設事業費	439,361
補助事業費	84,361
単独事業費	355,000
その他の経費	883,339
物件費	195,173
補助費等	688,166

改予算額 893,779,237

## 歳入歳出財源内訳

(単位：千円)

区 分	補正額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県 債	その他の 特定財源	一般財源
(歳 入)					
国庫支出金	655,794	655,794			
繰入金	214,281				214,281
諸収入	97,625			97,625	
県債	355,000		355,000		
歳入合計	1,322,700	655,794	355,000	97,625	214,281
(歳 出)					
投資的経費	439,361	72,861	355,000		11,500
普通建設事業費	439,361	72,861	355,000		11,500
補助事業費	84,361	72,861			11,500
単独事業費	355,000		355,000		
その他の経費	883,339	582,933		97,625	202,781
物件費	195,173			97,625	97,548
補助費等	688,166	582,933			105,233
歳出合計	1,322,700	655,794	355,000	97,625	214,281

### 【参考】令和7年度末 財政調整基金残高 見込額

(単位：千円)

\	9月補正前 見込額 a	補正による取崩・積立		9月補正後 見込額 d=a-(b+c)
		取崩 b	積立 c	
財政調整基金	12,677,756	(3号) 5,253	0	12,458,222
		(4号) 214,281	0	

# 部 局 別 総 括

【一般会計】

(単位:千円)

部 局 名	既決予算額	補正額	左 の 財 源 内 訳			
			国 庫	県 債	特 財	一 財
企 画 部	39,376,517	286,275	269,679			16,596
保 健 医 療 介 護 部	109,150,573	335,809	313,254			22,555
農 林 水 産 部	56,695,774	153,861	66,361			87,500
土 木 建 築 部	89,679,149	479,530	6,500	355,000	74,353	43,677
教 育 委 員 会	186,967,571	23,272			23,272	
公 安 委 員 会	38,777,413	43,953				43,953
合 計	892,456,537	1,322,700	655,794	355,000	97,625	214,281

※一般会計補正予算(第4号)の計上がある部局のみ掲載

# 一般会計補正予算（第4号） 事業

## 1 当初予算成立後の事情変更に伴う事業

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	携帯電話不感地帯解消支援事業（西表地区）	215,823	<p>携帯電話不感地帯の解消に要する経費</p> <p>【予算】補正前 30,500千円 → 補正後 246,323千円 【内訳】補助金 215,823千円</p> <p>【内容】 携帯電話不感地帯の解消を図るため、携帯電話基地局の整備費補助に係る国庫の交付内定に伴う補正。</p> <p>【事業対象等】 整備地域： 竹富町西表島北岸エリア（大見謝川周辺） 整備内容： 携帯電話基地局（鉄塔、送受信アンテナ、電源設備等） 事業主体： 竹富町 事業期間： 令和7年10月～令和8年3月 負担割合： 国3/4、県1/10、町3/20</p>	企画部 (情報基盤整備課)
2	離島・過疎地域空き家活用緊急支援事業	16,596	<p>離島・過疎地域において空き家を活用した住宅確保に取組む町村の支援等に要する経費</p> <p>【予算】補正前 0千円 → 補正後 16,596千円 【内訳】委託料 16,596千円</p> <p>【内容】 移住者等の受入れ環境の整備を図るため、空き家活用に向けた所有者への広報周知及び相談窓口の設置並びに所有者から空き家を借り受けて入居希望者に転貸する空き家サブリースに取組む町村を対象とした、継続的な推進体制の構築に向けた伴走支援等を行うための補正。</p> <p>【事業対象等】 実施内容： 空き家活用に係る広報周知及び相談窓口設置 空き家サブリースの推進体制構築に向けた技術的な伴走支援 離島・過疎地域における空き家活用の実態調査・分析 伴走支援対象： 国頭村、大宜味村、東村、渡名喜村</p>	企画部 (地域・離島課)
3	国勢調査費	53,856	<p>人口や世帯の実態を明らかにし、国や地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を得るための調査実施に要する経費</p> <p>【予算】補正前 814,556千円 → 補正後 868,412千円 【内訳】交付金 53,856千円</p> <p>【内容】 世帯数の増加に伴う調査業務量の増、人件費上昇に伴う会計年度任用職員報酬・手当の増等に対応するための市町村交付金の補正。</p> <p>【事業対象等】 負担割合： 国庫 10/10 主な使途： 調査票等審査補助要員報酬・手当、事務用品等</p>	企画部 (統計課)

# 1 当初予算成立後の事情変更に伴う事業

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
4	沖縄県さとうきび新基本計画実装・農業構造転換支援事業	71,361	<p>北大東島堆肥等生産施設等の設置及び既存堆肥化施設の解体等に要する経費</p> <p>【予算】補正前0千円 → 補正後71,361千円 【内訳】補助金71,361千円</p> <p>【内容】 北大東製糖工場の建て替え並びに、さとうきび増産のために堆肥生産能力の向上を図る必要があることから、次年度の新たな堆肥化施設建設に向けた解体・実施設計を支援するための補正。</p> <p>【事業対象等】 北大東島堆肥等生産施設コンソーシアム（構成員：北大東製糖、北大東村、北大東村サトウキビ生産者組合）が実施する堆肥化施設等の設置に係る今年度実施する既存堆肥化施設の解体等に係る経費及び附帯事務費の補助。</p> <p>補助率 施設整備：70% 附帯事務費：50%</p>	農林水産部 (糖業農産課)
5	道路空間整備事業	13,000	<p>道路施設の整備等によるロードキル防止対策に係る経費</p> <p>【予算】補正前0千円 → 補正後13,000千円 【内訳】委託料13,000千円</p> <p>【内容】 ロードキル対策に係る対象種や調査方法等の計画書作成、モニタリング調査を実施する。</p> <p>【事業対象等】 国頭東線（県道70号線）、白浜南風見線（県道215号線）</p>	土木建築部 (道路管理課)
6	スポーツ振興事業費	23,272	<p>「教員の働き方改革」に基づく負担軽減及び休日の部活動の地域移行に向けた取り組みを推進するための経費</p> <p>【予算】補正前180,685千円 → 補正後203,957千円 【内訳】委託料23,272千円</p> <p>【内容】 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証（運営効率化のためのシステム整備、マネジメント人材の育成）を行う市町村への委託事業費を増額するための補正。</p>	教育委員会 (保健体育課)
7	一般警察活動費等	43,953	<p>警察活動及び警察運営に要する経費</p> <p>【予算】補正前1,011,818千円 → 補正後1,055,771千円 【内訳】旅費418千円、需用費32,948千円、役務費3,329千円 委託料480千円、使用料及び賃借料6,778千円</p> <p>【内容】 令和7年6月の行幸啓の警衛警備への対応を踏まえた警察活動及び警察運営に必要な経費の補正。</p> <p>【事業対象等】 主な経費：警察本部及び各警察署の運営等に係る経費（車両・船舶・ヘリコプター燃料費、消耗品費、車両借上料等）</p>	公安委員会 (警備第二課、会計課)

## 2 経済対策・物価高対策

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	令和7年度生産性向上・職場環境整備事業	31,920	<p>医療機関に対する設備導入や生産性向上の取組を進めるための支援に要する経費</p> <p>【予算】補正前 0千円 → 補正後 31,920千円 (R7年度繰越分791,720千円) 【内訳】補助金 31,920千円</p> <p>【内容】 離床センサー、床ふきロボット等の業務効率化に資する設備の導入や、医師事務作業補助者、看護補助者等の新たな配置によるタスクシフト・シェアに取り組む医療機関を支援するための補正。</p> <p>【事業対象等】 ○令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、診療所及び訪問看護ステーションのうち対象期間内に業務効率化や職員の処遇改善の取組を実施する施設：674施設 ○対象期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日 ○補助単価 病院・有床診療所 40千円/病床数 無床診療所 180千円/1施設 訪問看護ステーション 180千円/1施設</p>	保健医療介護部 (医療政策課)
2	周産期医療体制整備対策事業	39,300	<p>分娩取扱施設の機能維持を図るための支援に要する経費</p> <p>【予算】補正前 51,203千円 → 補正後 90,503千円 【内訳】補助金 39,300千円</p> <p>【内容】 分娩取り扱い数の減少による収入の減少及び医療機器や光熱水費等の物価高騰による費用増加により厳しい経営環境にある分娩取り扱い施設に対し運営費等の支援を行うための補正。</p> <p>【事業対象等】 ○分娩取扱施設支援事業 ・分娩取扱件数が一定数減少している施設：9施設 ・補助単価：2,500千円/分娩取扱施設(病院・診療所) 1,000千円/分娩取扱施設(助産所) ○地域連携周産期支援事業 ・分娩取扱施設が少ない地域等に所在する施設：2施設 ・補助単価：22,800千円/分娩取扱施設</p>	保健医療介護部 (医療政策課)
3	病床数適正化支援事業	164,160	<p>患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援に要する経費</p> <p>【予算】補正前 410,400千円 → 補正後 574,560千円 【内訳】補助金 164,160千円</p> <p>【内容】 病床数の適正化を進める医療機関を支援するための経費について、国から追加交付決定を受けたことに伴う増額補正。 ・1次内示 410,400千円(100床分)※6月補正にて計上済 ・2次内示 164,160千円(40床分)</p> <p>【事業対象等】 ・対象期間内に病床数の削減を行う病院又は診療所：12医療機関 ・対象期間：令和6年12月17日～令和7年9月30日 ・補助単価：削減した病床1床につき4,104千円 ・削減予定：40床(1次分と合計して140床)</p>	保健医療介護部 (医療政策課)
4	救急医療施設運営費等補助事業	30,500	<p>小児医療拠点施設に対する支援に要する経費</p> <p>【予算】補正前 184,696千円 → 補正後 215,196千円 【内訳】補助金 30,500千円</p> <p>【内容】 地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行うための補正。</p> <p>【事業対象等】 ・患者数が一定数減少している小児医療拠点施設：1施設 ・補助単価：250千円/病床数(小児科部門)</p>	保健医療介護部 (医療政策課)

2 経済対策・物価高対策

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
5	へき地診療所施設整備等補助事業費	54,297	<p>離島・へき地等における診療所の施設整備への支援に要する経費</p> <p>【予算】補正前 11,528千円 → 補正後 65,825千円 【内訳】補助金 54,297千円</p> <p>【内容】 現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、施設整備が困難となっている医療機関等に対する支援を行うための補正。</p> <p>【事業対象等】 ○医療施設等経営強化緊急支援事業補助金 ・対象期間内に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る工事の契約を締結している医療機関：3医療機関 ・対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日 ・補助内容：㎡数に応じた建築資材高騰分を補助 ○医療施設等施設整備費補助金 ・対象期間内に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る工事の契約を締結する医療機関：1医療機関 ・対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日 ・補助内容：㎡数に応じた建築資材高騰分を補助</p>	保健医療介護部 (医療政策課)
6	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業	15,632	<p>訪問介護等サービス事業所への支援に要する経費</p> <p>【予算】補正前 0千円 → 補正後 15,632千円 【内訳】補助金 15,632千円</p> <p>【内容】 人材不足が喫緊の課題である訪問介護等サービスについて、事業所が実施する人材確保体制の構築に向けた取組や事業所の経営改善に向けた取組を支援するための補正。</p> <p>【事業対象等】 ・人材確保、経営改善等の取り組みを実施する事業所：67事業所（延べ数） ・補助単価： 研修体制構築支援 100千円/事業所、同行支援 150千円/人 経営改善指導 400千円/事業所、広報活動支援 300千円/事業所</p>	保健医療介護部 (高齢者介護課)
7	酪農生産基盤維持緊急支援事業	82,500	<p>乳用牛の増頭又は更新に係る初妊牛の県外導入費用の補助に要する経費</p> <p>【予算】補正前0千円 → 補正後82,500千円 【内訳】補助金82,500千円</p> <p>【内容】 物価高騰により、酪農家においては乳用牛の増頭又は更新に影響が出ていることから、初妊牛の県外導入費用に対する支援のための補正。</p> <p>【事業対象等】 ○県外から初妊牛を導入する酪農家に対する経費の補助 ○補助率：定額275千円 ○補助頭数：300頭（50戸×6頭）</p>	農林水産部 (畜産課)
8	首里杜地区課題解決事業	111,530	<p>オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光の推進に要する経費</p> <p>【予算】補正前 0円 → 補正後111,530千円 【内訳】委託料 111,530千円</p> <p>【内容】 首里杜地区周遊ルート作成及び周知、首里城正殿の時間制チケットシステム導入等により、令和8年の首里城正殿復元を見据えた課題解決を図るための補正。</p>	土木建築部 (首里城復興課)

### 3 災害対策

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	緊急自然災害防止対策事業（道路防災）	355,000	<p>県管理道路の道路施設における災害の発生予防・拡大防止対策に係る経費</p> <p>【予算】補正前4,636,800千円 → 補正後4,991,800千円            【内訳】委託料25,000千円、工事請負費330,000千円</p> <p>【内容】            R7.5月の大雨により発生したうるま市江洲の県道85号線道路冠水に係る要因及び流域調査等を行うための補正。</p> <p>【事業対象等】            県道85号線、国道449号、県道29号線</p>	土木建築部 （道路管理課）

# 繰越明許費補正

【一般会計】

(追加)

(単位：千円)

款	項	補正額	備考
6 農林水産業費		1,647,594	
	1 農業費	145,400	特殊病虫害特別防除事業
	3 農地費	1,502,194	農業水路等長寿命化・防災減災事業（農地農村整備課）ほか4事業
8 土木費		6,365,435	
	1 土木管理費	237,168	沖縄振興公共投資交付金（都市計画・モノレール課市町村事業）ほか1事業
	2 道路橋りょう費	6,038,722	無電柱化推進事業ほか6事業
	4 港湾費	89,545	本部港国際クルーズ旅客受入機能高度化事業
合 計		8,013,029	

## 債務負担行為補正

(変更)

事 項	期 間	限 度 額 (変 更 前)	限 度 額 (変 更 後)
県 単 道 路 事 業 ( 管 理 )	令和9年度から 令和18年度まで	190,000	190,000